

入院のご案内



公立大学法人 福島県立医科大学附属病院

〒960-1295 福島市光が丘1番地

電話 (024) 547-1111 番 (代表)

公立大学法人 福島県立医科大学附属病院 基本理念

**「当病院は、健康を支える医療・心温まる医療を
目指して県民と共に歩みます。」**

私たち当病院に働くすべての職員は、医療人としての誇りをもって、互いに協力して県民の健康な暮らしの確保と病（やまい）克服のお手伝いをします。

基本方針

- 1 私たちは、高い倫理観のもと、命と人権とプライバシーを尊び、患者さん一人ひとりと心の通い合う安全な医療を提供します。
- 2 私たちは、患者さん一人ひとりのニーズにこたえる最高水準の医療、先進的な医療を提供します。
- 3 私たちは、県民の未来を支える誠実で優秀な医療人を育成します。
- 4 私たちは、地域との連携を重視し、新しい医療、より良い医療を創造します。
- 5 私たちは、日々進歩する医療の成果を県内、全国、そして世界へ発信します。

患者さんの権利と責務

平成17年12月28日制定
令和4年7月6日改訂

I 患者さんの権利

- 1 良質の医療を公平に受ける権利があります。
- 2 医療機関を自由に選択する権利及びセカンドオピニオン（別の医師の意見）を求める権利があります。
- 3 自己決定権、つまり自分自身について、自由に決定を下す権利があります。
すなわち、いかなる診断手続あるいは治療であれ、それを受けることを承諾又は拒否する権利があります。
- 4 自己の健康状態、症状、診断、予後及び治療について、十分な情報を得る権利があるとともに、個人情報を守られる権利があります。
- 5 あらゆる場において、自己の尊厳及びプライバシーを尊重される権利があります。
- 6 教育・実習・研究の対象となることを断る権利があります。

II 患者さんの責務

- 1 良質で無駄のない医療を実現するために、医療者と協力して適切な医療を推進してください。医師を始めとする医療者に、ご自身の健康に関する情報をできるだけ正確に提供してください。
- 2 納得できる医療を受けるために、医療に関する説明を聞き、理解した上で検査あるいは治療を受けてください。また、不明な点があれば十分理解するまで質問してください。
- 3 すべての患者さんが適切な医療を受けられるために、本院が定める規則等を遵守し、他の患者さんの治療や病院職員による医療提供に支障を与えないように配慮し、快適な療養環境の維持に協力してください。
- 4 当院は教育機関である大学病院であり、可能な範囲で医療人の育成に協力してください。

福島県立医科大学附属病院 患者サポートセンター

病院の子ども憲章

令和 4 年 7 月 6 日制定

- 1 あなたは、どのようなときでも、人として大切にされ、病院にいる人たちやご家族と力をあわせながら、あなたにとって最も良いと考えられる必要な医療を受けることができます。
- 2 あなたは、自分の病気や障がい、治療などについて、病院にいる人たちに何度でもわかりやすく説明を受けることができます。
- 3 あなたは、自分の気持ちや考えを、病院にいる人たちやご家族に伝え、納得できるまで話し合うことができます。
- 4 あなたは、わからないことや心配なこと、つらいことや苦しいことがあるときは、病院にいる人たちにいつでも聞いたり話したりすることができます。そして安心・安全に生活できる環境を考えてもらえます。
- 5 あなたは、入院していても、勉強したり遊んだりできる環境が用意され、あなたの成長・発達を助けてもらうことができます。
- 6 あなたは、入院していても、できるかぎりご家族と共に過ごすことができます。
- 7 あなたは、あなたのからだや病気、障がいなどの大事な情報を守ってもらえます。

福島県立医科大学附属病院 患者サポートセンター

目 次

1 入院の前に必ずお読みください……………	5
(1) 入院の予約と連絡について……………	
(2) 入院のために準備するものについて……………	
2 入院当日の手続きについて……………	6
3 病棟での療養生活について……………	6
4 入院中の会計について……………	8
5 入院診療費の算定方法について……………	10
6 高額療養費制度の利用について……………	11
7 マイナンバーカードの保険証利用について……………	12
8 食事代（食事療養費）負担の減額について……………	13
9 退院手続きについて……………	13
10 診断書・証明書について……………	13
11 面会について……………	14
12 個人情報の取扱いについて……………	15
13 携帯電話及びスマートフォン等の使用について……………	16
14 病棟移動や特別室（個室）に関するお願い……………	17
15 手術予定の患者さんへ……………	17
16 院内不在者投票について……………	17
17 心配なこと・困りごとについて……………	18
18 入院中の駐車について……………	18
19 投書箱「きいてください 院長さん」の設置について……………	19
20 入院患者さんアンケートについて……………	19
21 病院内で利用できる施設（施設案内図）について……………	20
22 病院きぼう棟・みらい棟のご案内……………	21

当院では、全ての医療行為・医療サービスの際に、患者本人であることを確認するためフルネームと生年月日を名乗っていただくことによりしております。ご協力よろしくお願い致します。

1 入院の前に必ずお読みください

(1) 入院の予約と連絡について

- ① 入院の予約は、外来診療科で行っています。
「誓約書」を入院当日に患者サポートセンターへ提出していただきますので、それまでに準備してください。
なお、「誓約書」は入院の都度、提出をお願いします。
- ② 入院までに、病状などに変化が起こった場合には、担当診療科へ連絡してください。

(2) 入院のために準備するものについて

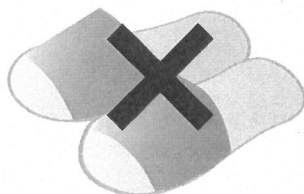
- ① 入院に必要な書類など
 - 診察券（IDカード） ○誓約書
 - マイナ保険証又は資格確認書
 - 公費負担医療受給者証をお持ちの場合は持参してください。
 - 限度額適用（入院時食事療養費標準負担額減額）認定証をお持ちの方は持参してください。
なお、マイナ保険証をお持ちの方は医療機関で確認ができるため不要です。
（詳しくは10～11ページをご覧ください）
 - 入院のご案内（この冊子）
- ② 服用中及び使用中の薬について
当院及び他院を問わず処方された薬のうち、医師より指示のあった方は、現在服用している薬及び使用している薬（内服薬・外用薬・自己注射薬）は全て持参してください。
また、お薬手帳・薬剤情報もあわせて持参してください。
- ③ 日用品
 - 筆記用具
 - ・ボールペン等
 - 洗面用具、洗髪用具
 - ・洗面器・歯ブラシ・コップ（目盛り付き）・石鹸・入れ歯ケース・ひげそり・ブラシ
シャンプー・ごみ箱など
 - ※ドライヤーは、病棟に常設しております。
 - ※目盛り付コップは飲料接種制限の有無によります。
 - 食事のときの用品
 - ・はし・湯のみ・スプーン・フォーク など ※ はレンタルに含まれます
 - その他の日用品
 - ・病衣、タオル、ごみ箱はレンタルシステム（有料）を導入しております。（別紙参照）（レンタルセットをご利用の場合は、必要に応じてBoxティッシュ、コップ（目盛り付き）、歯ブラシ、割り箸、スプーン、フォーク、ブラシ、入れ歯ケース、ストロー、リンスインシャンプー、ボディソープ等をお使いいただけます。）
なお、レンタルを希望されない方は、ご自身でパジャマ、タオル等をご準備ください。
 - ・ガウン類・下着・ティッシュペーパー・紙オムツ（使用している場合）・タオル・マスク・履物など
 - ・お持ちになったハサミ、ナイフなどは、場合により一時預からせていただくことがあります。



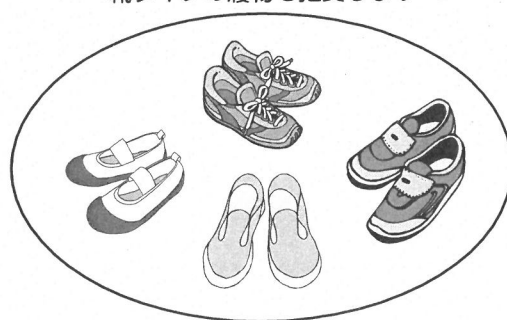
※入院中の履物について

スリッパは、脱げやすく滑りやすいため転倒の恐れがあります。

履きなれた「靴タイプのもの」をご準備ください。



靴タイプの履物を推奨します



④ 寝具類

布団・シーツ・枕・枕カバーは、病院で用意しますので、準備する必要はありません。

⑤ 盗難予防のためにも、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

持参現金は、最少限度の額として、病院内の銀行や郵便局を利用してください。

また、現金等を持ち込まれた場合は、必ず床頭台内の鍵付き引き出し（簡易金庫）で保管されるとともに、ご自身の責任で管理してください。

⑥ 入院のための準備物は必要最小限にし、電気機器類（テレビ・電気ポット等）の持ち込みはご遠慮ください。

ベッド周囲が狭くなり、転倒、転落の危険性が高まります。

また、病室の電気容量がオーバーする可能性があります。

⑦ 小物類及び病室テレビ専用イヤホンは、病院内のローソンで販売しております。

テレビカード（冷蔵庫・洗濯機・乾燥機と共用）（1枚1,000円）は、テレビカード専用販売機で購入できます。なお、テレビカードに残額がある場合は、きぼう棟1階のテレビカード専用販売機のとなりにある精算機で精算できます。

⑧ 携帯電話ならびにスマートフォンの充電器の持込は可能ですが、使用にあたっては16ページの注意事項を守ってください。また、ノートパソコンの持込みは可能ですがインターネット配線はありません。Wi-Fiの利用については、16ページをご覧ください。

2 入院当日の手続きについて

入院当日は、指定された時間に来院して、次の手続きを行ってください。

※はじめてお越しの方は、総合受付①へお越し下さい。

患者サポートセンター

病

棟

○受付時に「入院」と申し出てください。

○マイナ保険証又は資格確認書、診察券、誓約書を提出して入院手続きを行ってください。

○公費負担医療受給者証をお持ちの場合は提出してください。

○限度額適用（入院時食事療養費標準負担額減額）認定証をお持ちの方は提出してください。

なお、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関で確認ができるため提出不要です。

（詳しくは10～11ページをご覧ください）

※なお、土日祝日の入院窓口は高度救命救急センターの受付が窓口となりますのでご注意ください。

※診療科によっては、手続きの順番が異なる場合がありますので、ご了承ください。

3 病棟での療養生活について

病棟で守っていただきたいこと

入院中の医師や看護師の指示及び次のことについても、必ず守ってください。

守れない場合は退院していただくことがありますのでご注意ください。

・病院敷地内、病院建物内及び大学敷地内は全て禁煙、禁酒となっております。

・加熱式たばこや電子たばこも禁煙です。

また、吸い殻のポイ捨て、ゴミ箱への廃棄は絶対に行わないようにしてください。

・回診、投薬、検温、配膳のときはベッドから離れないでお待ちください。

・無断で、駐車場を含め病院外に出たりしないでください。

・病衣のまま病院外に出ないでください。

・病室内でテレビやラジオ等を使用する際は、他の患者さんに迷惑にならないようにイヤホンを使用してください。

・入院中はリストバンドを装着していただきます。患者さんの本人確認のためですので、外さないようお願いします。



(1) 食事について

食事は患者の皆様の病態に応じ、医師の指示に基づき病院が用意します。

入院期間中は、医師等の指示・指導がある場合を除き、病院食を召し上がっていただきます。

① 各食の配膳時間帯は次のとおりです。

朝食 7:45～8:15 昼食 11:45～12:15 夕食 18:00～18:30

② 心身医療科病棟並びにきぼう棟5階～10階及びみらい棟3階～5階にはラウンジ又は患者食堂がありますのでご利用ください。

③ 当院では、主食（ごはん）をパンなどに変更したり牛乳をヨーグルトへ変更できる場合があります。また、何らかの理由で一時的に食欲が無い方向けのお食事として、化学療法食を提供しています。希望される方は、看護師にご相談ください。

(2) 付添いについて

入院中の看護は、看護師が行います。患者さんの症状、その他特別な理由で、付き添いを希望される方は、担当医師の許可が必要となりますので看護師に申し出てください。

また、付添いの方は「家族付添証」の装着をお願いします。

(3) 手洗いについて

病院環境には様々な細菌やウイルスが存在します。患者さんは治療の影響で免疫力が低下することがあり、感染症を起こしやすいので、**患者さんを感染から守り他の方々に広げないために最も大切な予防策として手洗いをお願いします。**特に、病室の出入り時、食事の前、トイレの後の手洗いをお願いします。

(4) インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など飛沫感染による感染症が流行している時期は、**病室内でもできるかぎりのマスク着用をお願いします。**

(5) 患者さん同士で、病室を訪問しあう時には病棟の指示に従ってください。

(6) 外出・外泊時には医師の許可と書類の提出が必要です。

(7) 病室の空調に関するご要望は、病棟の看護師に申し出てください。

(8) ゴミの分別にご協力ください。

針、採血や注射に使用したアルコール綿、止血に使用した絆創膏、マスク、手袋類は、ナースステーションにお持ちください。紙オムツ類については、看護師におたずねください。

(9) 電源コンセントは、床頭台に1ヶ所ありますのでご利用下さい。

ただし、合計消費電力が200Wまでとします。また、電気ポット、加湿器などの電気容量が大きい家電製品や、医療機器に支障をきたす恐れのある電気製品の持ち込みはできません。

(10) 消灯時間は、21:00です。消灯時間後は、病棟外には出ないでください。

他の患者さんの迷惑になりますので、消灯時間後は、携帯電話等（メール）やテレビを使用しないようお願いします。

なお、夜間に緊急対応をお知らせする放送（コードブルー）が入る場合がございますがご了承頂けますようお願いいたします。

(11) 録画放映は、床頭台のテレビでいつでも無料でご覧になれます。リモコンの再生リストから入院案内を選択して決定ボタンを押して下さい。

転倒・転落防止対策の録画放映を見ていただき、安全な療養生活を送ってください。

(12) 入院中は、他の医療機関への外来受診は原則できません。持参した薬が切れた場合や定期的にかかっている病院がある場合には、医師や看護師に必ずご相談ください。

(13) 患者確認の方法について

当院では、全ての医療行為・医療サービスの際に、患者本人であることを確認するためフルネームと生年月日を名乗って頂くことにしております。ご協力よろしくお願い致します。

また、手術、検査、与薬、輸血時等における患者さんの誤認を防止するため「リストバンド」での確認を行っています。入院中は「リストバンド」のご着用をお願い致します。

(14) 地震や火災など緊急時は、職員の指示に従うようお願い致します。

4 入院中の会計について

(1) 入院費用の支払い時期について

入院費用は、各月ごとに月末に締切ります。翌月の10日以降に「診療明細書等」を各病棟でお渡しします。その都度、(4)の方法によりお支払いください。

(2) 入院費用は、健康保険法で定められた計算方式で算定し、患者さんの加入している保険で定められている個人負担額を支払っていただくことになります。

特別室は健康保険適用外となります。ご利用の際は、別途料金をお支払いいただきます。特別室の料金は1日あたりの料金(税込)となっておりますので、入院日及び退院日についてもそれぞれ1日分の料金で計算されることになります。特別室の料金については下欄のとおりです。

※下記料金は税込の価格です。出産に係る入院時の場合等、助産に係る資産の譲渡等にあたる場合は非課税扱いとなります。(例：出産で特別室MAに入院した場合、1日につき7,000円(非課税)となります。)

※特別室はご希望に添えない場合がございますので、ご了承下さい。

特別室(個室)は、A、B、C、MS、MA、MBの6種類があります。

特別室の案内	金額	特別室A	特別室B	特別室C	特別室MS	特別室MA	特別室MB
		19,800円/日	6,600円/日	3,080円/日	57,200円/日	7,700円/日	4,950円/日
	設備	シャワー室、トイレ、 応接セット テレビ・冷蔵庫(無料)	シャワー室、トイレ、 テーブル テレビ・冷蔵庫(無料)	テーブル テレビ・冷蔵庫(有料)	会議室、前室、給湯室、 浴室、応接セット テレビ・冷蔵庫(無料)	シャワー室、トイレ、 テーブル テレビ・冷蔵庫(無料)	トイレ、テーブル テレビ・冷蔵庫(有料)

※金額は税込

(3) 入院予定患者さんの入院中止に伴う入院料について

入院を予定された患者さんが病棟に入室後、当日の体調や検査等の結果を考慮し、医師の判断の下、入院を中止する場合においても一日分の入院料が発生します。

(4) 入院費用のお支払い方法について

当院では、高度な医療を提供しているため、退院当日に入院費用をご請求できないことがあることから、

原則「クレジットカードによる医療費後払いサービス」によるお支払いをお願いしております。

なお、「クレジットカードによる後払いサービス」をご利用いただいた場合、次のようなメリットがあります。

■連帯保証人が不要になります！

入院前に「クレジットカードによる後払いサービス」の利用を登録していただくことにより、連帯保証人が不要になります。

■会計を待たずに帰宅できます！

退院日に会計をせずに帰宅することができます。

また、退院日以降の会計となった場合も、振込や来院してお支払いする必要がありません。

■履歴をスマートフォンで確認できます！

事前に登録したメールアドレスあてに決済結果が届きます。

また、スマートフォンから決済履歴が確認できます。

次のような場合については、自動精算機又は会計窓口(きぼう棟1階及び2階)でお支払いください。

○「クレジットカードによる後払いサービス」の利用対象外となっている場合

- (1) 妊産婦検診、乳児検診等の補助券を使用するもの
- (2) 各種公費医療の自己負担上限額管理票(指定難病、小児慢性特定疾患、自立支援医療、肝炎等)をお持ちの方に係る医療費(他の診療科に係るものを含む。)
- (3) 70歳以上で各種公費医療(重度・生活保護を除く)が適用されるもの
- (4) 外来化学療法に伴う副作用等に関連する在宅自己注射指導管理料
- (5) 労災、交通事故及び第3者加害案件
- (6) (1)から(5)と同日に他の診療科を外来受診した場合の他診療科に係る医療費

(7) 紹介状、はり灸・マッサージ同意書、傷病手当金請求書（医療保険用）、訪問看護指示書・精神訪問看護指示書に係る手数料

- クレジットカードをお持ちでない場合
- スマートフォンをお持ちでない場合
- その他「クレジットカードによる後払いサービス」の利用が困難な場合

なお、産科ご入院で産科医療保障制度をご利用の方は、きぼう棟1階の会計窓口で「診療費計算書（請求書）」をお渡ししますので、窓口でお支払いください。

※銀行等での振込もできますが、入院費用とは別に振込手数料がかかります。

なお、振込時には患者番号と患者名を記載してください。

※お支払いが滞っている場合には、連帯保証人に請求したり、弁護士事務所に請求を委任したりすることがあります。さらに、法的措置をとることもあります。

※病衣等の使用料につきましては、入院費用とは別に入院用レンタル業者にお支払いください。

「クレジットカードによる医療費後払いサービス」のご利用方法

A 事前登録（入院日前日までに登録してください） ※初回のみ。外来受診時などで既に登録済みの方は不要です。

①当院窓口（総合受付、会計窓口（1階、2階）、患者サポートセンター、救命救急センター）のいずれかへ利用をお申し出いただき、登録用のQRコードを受け取ってください。

らくらく会計
利用のお手続き



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※外来受診時などで既に登録済みの方は不要です。

②QRコードをスマートフォンで読み取ってください。



③画面の誘導に従って「利用者情報」「クレジットカード情報」を登録してください。

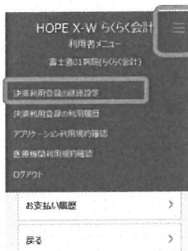


※3Dセキュアが利用できないクレジットカードは、登録できません。
また、翌月に有効期限を迎えるクレジットカードも登録できません。

B 今回の入院に係る利用登録（入院日前日までに登録してください）

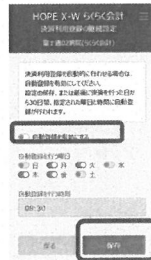
①利用登録完了時に届いたメールのURL又はQRコードからログイン画面を表示し、ログインしてください。

③画面右上の三本線メニューをタップし、「決済利用登録の継続設定」を選択してください。



④「自動登録を有効にする」をタップしてスイッチをオンにし、「保存」を選択してください。

※実際の画面は多少異なります。



注）過去に自動登録している方は、入院日が有効期間（30日）内となるよう再度タップして、保存してください。

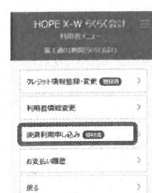
なお、有効期間中の受診（外来・入院）は、全てクレジット後払いとなります。

②医療機関選択画面から当院を選択してください。

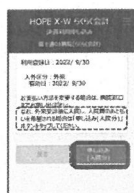
※入院日当日の退院が予定されている方は、病棟に入ってから次の登録が追加で必要となります。

①上記Bの①②と同じ操作をしてください。

②「決済利用申し込み・修正」をタップしてください。



③「申し込み（入院分）」をタップしてください。



注）右のようなメッセージができましたら、時間をおいてから再度登録をお願いします。

入院オーダが出ていない状態で、「申し込み（入院分）」をタップするとエラーとなります。

エラーが発生しました。（入院手続きが完了していないためです）

C 決済通知、領収書・明細書発行

会計日から5日後（一部例外あり）に決済され、決済完了後にメール通知が届きます。



領収書・明細書が必要な場合は、決済後、当院内の専用機により発行の手続きをお願いいたします。

※病棟入棟後も手続は可能ですが、一部手続きが異なりますので、希望される方は、各病棟の事務担当者へお問合せください。
なお、連帯保証人は必要となります。

お問合せ

医事課病院会計係（きぼう棟1階）024-547-1827

5 入院診療費の算定方法について

当院の入院診療費は、包括評価方式（DPC）により算定されます。

包括評価方式（DPC）とは、入院される患者さんの病気、病状をもとに、処置などの内容に応じて定められた診断群分類ごとの1日当たりの定額の点数を基本に入院診療費を計算します。患者さんの病名や治療内容に応じ、主治医が判断して診断群分類を決定し、包括評価点数と手術などの出来高により算定した点数の合計点数で計算します。

なお、患者さんの病名や治療内容がいずれの診断群分類にも該当しないと判断した場合は、出来高により算定します。

入院医療費 =	包括評価部分 ＊入院基本料 ＊検査 ＊投薬 ＊画像診断など	+	出来高部分 ＊手術・麻酔 ＊内視鏡検査 ＊カテーテル検査 ＊リハビリなど	+	食事療養費	+	健康保険の 規定外の料金 ＊個室料 ＊診断書料等

入院後、病状の経過や治療の内容によって、診断群分類が変更になった場合や包括評価算定から出来高算定に変更になった場合は、患者さんへの請求額が変更になり、追加徴収または還付を行うことがあります。

請求に関してのご質問は、下記にお問い合わせください。

（お問い合わせ先 医事課病院会計係 電話（024）547－1827）

医療費の計算における注意点

- (1) ①医療機関ごと、②医科・歯科別、③入院・外来別、に計算します。
- (2) 入院中に治療上必要があり、口腔ケア等の歯科治療を受けられた場合、上記(1)に説明のとおり会計が分かれるのでご了承ください。

高額療養費（限度額適用認定証）における注意点

- (1) 入院費用は、各月ごとに月末に締め切ります。入院期間が複数の月にまたがった場合は、各月ごとに上限額までお支払いいただきます。
- (2) 過去12カ月以内に3回以上の上限額に達した場合、4回目から「多数該当」となり上限額が下がります。
- (3) 食事療養費の標準負担額及び保険外負担（特別室の料金、診断書料など）は高額療養費制度の支給対象にはなりませんのでご注意ください。

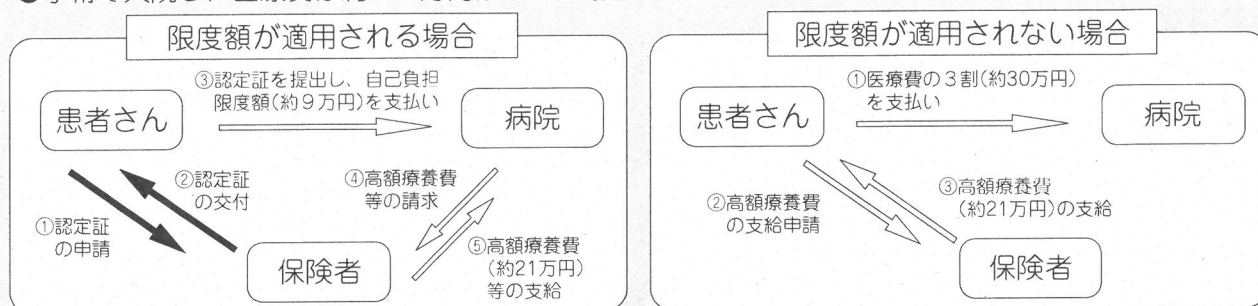
6 高額療養費制度の利用について

① 70歳未満の方

マイナンバーカードを保険証として利用し、高額療養費制度の利用に同意いただければ、「限度額適応認定証」の交付を受けることなく限度額の確認ができます。マイナンバーカードをお持ちでない方も確認ができますので入院受付、若しくは各病棟スタッフにご相談ください。

なお、お支払いの時点で、限度額の確認ができない場合には、従来どおり窓口で自己負担額分をお支払いいただきますが、一定額を超えた医療費については申請等により「高額療養費」として後日保険者から支給されます。

●手術で入院し、医療費が約100万円かった場合の例（自己負担額が3割・70歳未満の患者さんの場合）



対 象 者	自己負担限度額	多数該当
●年収約1,160万円以上 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1 %	140,100円
●年収約770万～1,160万円 健保：同53万～79万円 国保：同600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1 %	93,000円
●年収約370万～約770万円 健保：同28万～50万円 国保：同210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1 %	44,400円
●年収約370万円以下 健保：同26万円以下 国保：同210万円以下	57,600円	
●住民税非課税	35,400円	24,600円

※自己負担額の基準：医療機関ごとに計算します。同じ医療機関であっても、①医科入院、②医科外来、③歯科入院、④歯科外来にわけて計算します。

※過去12ヵ月以内に3回以上の上限額に達した場合、4回目から『多数該当』となり上限額が下がります。

※保険外負担（食事負担、差額ベッド代など）は高額療養費制度の支給対象にはなりませんのでご注意ください。

※自己負担限度額は入院から退院までの合計額ではなく、同一月内の合計額ですのでご注意ください。

② 70歳以上の方

被保険者の所得区分		自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来・入院（世帯）
① 現役並み所得者	現役並みⅢ（標準報酬月額83万円以上で 高額受給者証の負担割合が3割の方）	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1 % [多数該当：140,100円]	
	現役並みⅡ（標準報酬月額53万～79万円 高額受給者証の負担割合が3割の方）	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1 % [多数該当：93,000円]	
	現役並みⅠ（標準報酬月額28万～50万円 高額受給者証の負担割合が3割の方）	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1 % [多数該当：44,400円]	
② 一般所得者（①および③以外の方）		18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 [多数該当：44,400円]
③ 低所得者	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※過去12ヵ月以内に3回以上の上限額に達した場合、4回目から『多数該当』となり上限額が下がります。

※食事療養費の標準負担額および保険外負担（特別室の料金、診断書料など）は高額療養費制度の支給対象にはなりませんのでご注意ください。

※自己負担限度額は入院から退院までの合計額ではなく、同一月内の合計額ですのでご注意ください。

7 マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードの保険証利用について

健康保険証として利用いただけます。

各種医療証（公費負担医療受給者証・乳幼児医療証・特定疾病療養受療証等）はマイナンバーカードで確認を行うことができないため、ご持参ください。

※マイナンバーカードの保険証利用に関する詳細は、右記QRコードから厚生労働省のホームページをご参照ください。



利用可能場所

きぼう棟1階 総合受付、患者サポートセンター、各科受付

（心臓血管センター、整形外科、リウマチ膠原病内科・総合内科、消化器内科、呼吸器内科、放射線科、核医学CT・CT、PET・核医学、心身医療科、放射線治療科・リハビリテーションセンター）

きぼう棟2階 各科受付

（眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、脳疾患センター、皮膚科、血液内科、泌尿器科・副腎内分泌外科、消化管外科・肝胆脾・移植外科、呼吸器外科・乳腺外科、歯科口腔外科、麻酔・疼痛緩和科、腎臓高血圧内科・糖尿病内分泌代謝内科・漢方内科、術前麻酔科、形成外科、性差医療センター）



保険証の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付

★★★★このマークが目印です★★★★

きぼう棟4階 内視鏡室受付

みらい棟1階 救急受付

みらい棟2階 甲状腺内分泌センター、産科・婦人科、小児科・小児腫瘍内科・小児外科

※利用する場合には、顔認証もしくは暗証番号による本人確認が必要です。

ご注意

マイナンバーカードを健康保険証としてはじめて利用する場合は、申込が必要です。

（マイナンバーカードの保険証登録について（厚生労働省サイトYou tube：2分30秒））



高額療養費制度の利用について

「限度額適用認定証」は窓口での支払いが高額になる場合に、所得に応じた自己負担限度額を医療機関へ示すために提示いただくものです。

従来の保険証では事前にご加入の健康保険に申請し、ご準備いただく必要がありましたが、マイナンバーカードを保険証として利用された患者さんが高額療養費制度の活用を希望され、同意いただけた場合は、「オンライン資格確認システム」から自己負担適用区分の情報が取得可能ですので、事前の手続きは不要です。

※加入されている医療保険がデータを登録していない場合は、

これまでと同じ扱いになります。

※住民税非課税の場合は、これまでと同じ手続きが必要になります。



8 食事代(食事療養費)負担の減額について

患者さんには入院時の食事代(食事療養費)の一部負担金を1食につき**510円**負担していただくことになっておりますが、次に該当する方は負担金が減額され次の金額となります。

- ① 市町村民税の非課税世帯等
入院日数が90日以下の場合…1食**240円** 90日を超えた場合…1食**190円**
 - ② 市町村民税の非課税世帯に属し、所得が一定基準に満たない70歳以上の場合…1食**110円**
 - ③ 「①・②」のいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者の場合…1食**300円**
- ◎「①・②」に該当される方は医療保険の保険者へ入院時食事療養費標準負担額減額認定証(減額認定証)の申請をして交付を受け、「③」に該当される方は管轄する保健所等へ特定医療費(指定難病)受給者証の申請をして交付を受け、入院当日、患者サポートセンターに提示してください。

※減額認定証を保険者に申請する際に、市町村の発行する「市町村民税の非課税証明書」が必要となります。

— 詳しくはご加入の医療保険の保険者、**管轄の保健所等**へお問い合わせください —

※ご不明な場合は、医療連携・相談室までご相談下さい。

9 退院手続きについて

退院がきまり、退院手続きの準備が整いましたら次のとおり手続きを行ってください。

病棟

退院前に入院費用の診療明細書等をお渡しします。

なお、診療内容の追加等のため請求額に変更が生じる場合があり、お渡しできない場合もございます。その際には支払方法等を別途ご案内いたします。

また、入院が月をまたぐ場合などには健康保険証の確認をいたしますので、担当者に提示をお願いいたします。



自動精算機・会計窓口

医療費のお支払いは自動精算機等をお願いいたします。診察券が必要ですので支払い時にご用意ください。自動精算機等の場所や取扱い時間帯は8ページをご覧ください。

なお、産科医療補償制度を利用される方は、きぼう棟1階会計窓口でお支払いください。

また、医療費のお支払に関する相談は、医事課病院会計係にご連絡ください。(電話 024-547-1827)

10 診断書・証明書について

診断書・証明書などを必要とする場合は、「申請書」に必要な事項を記入して提出してください。

(申請書は、総合受付にあります。) ※指定の用紙がある方は、申請書に添付してお申し込みください。

- (1) 証明書・診断書等の料金は前払い制です。
郵送受取ご希望の方は申請時に発送にかかる料金をあわせてお支払いください。
- (2) 証明書・診断書等の作成には、2週間程度の日数をいただいております。
- (3) 患者さんやご家族以外の方が申請される場合は、委任状が必要となります。

〔申込み場所〕 きぼう棟1階・総合受付 診断書の申請窓口(2番)

〔取扱時間帯〕 9:00~16:00

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始の休日は取り扱いしません。)

11 面会について

面会時間や面会の方法は次のとおりです。

面会時間以外の面会はできません。また、面会時間内でも患者さんの病状等により面会をお断りすることがあります。

(1) 面会時間

	(午 前)	(午 後)
病 棟	—	14:00～17:00
心身医療科病棟	—	14:00～16:00
PICU(小児集中治療室)	—	14:00～17:00



(2) 面会の方法

- ① 面会の方は、守衛室または総合案内で、「面会受付票」に必要事項を記入のうえ、「面会許可証」を受け取り、身につけてください。

なお、みらい棟の3階東病棟では、ICカードが必要となります。

- ② 各病棟スタッフステーション又はナースステーションへ申し出てから患者さんと面会をしてください。
- ③ お帰りの際は、「面会許可証」をお返しください。

※来院目的を明らかにしていただくことで、入院中の患者さんにご安心いただけるよう面会許可証の携帯をお願いいたします。

【受付場所】月曜日～金曜日 14:00～17:00 → 総合案内（きぼう棟玄関ホール）

土曜日・日曜日・祝日・年末年始の休日 14:00～17:00 → 守衛室（みらい棟入り口）

(3) 面会の際のお願いと制限について

- ※ インフルエンザやノロウイルス等の感染症流行期は、面会を制限させていただく場合がありますので、予めご了承ください。詳しくは、病院ホームページや病院玄関の表示をご確認下さい。

- ① 面会の際は、他の患者さんの迷惑にならないように配慮してください。
- ② 感染症などの予防上、咳や熱などの症状がある方の面会はお断りしております。また、お子様の同伴はなるべくご遠慮ください。

※みらい棟3階東病棟・総合周産期母子医療センターでは、24時間入口を施錠しています。また、中学生以下のお子様の病棟内での面会をお断りしています。

※みらい棟4階西病棟では、小学生以下の面会はお断りしています。面会時は、必ずマスク着用となりますのでご持参ください。

※みらい棟5階病棟・PICU（小児集中治療室）では、3親等（患者様からみて両親・きょうだい・祖父母・曾祖父母・おじおば）までの面会とさせていただきます。また、中学生以下の方は、きょうだいであっても病棟内での面会はお断りしています。

（学校教諭の面会の場合は、事前に病棟にご相談ください。）

- ③ 病室に入室される際は、入口に備え付けの消毒剤で手指を消毒してからお入りください。
- ④ 病院敷地内、病院建物内及び大学敷地内は全て禁煙、禁酒となっております。
- ⑤ 敷地内外の通路、歩道、道路上での喫煙についても、たびたび苦情がよせられておりますので、外来受診の際や、患者さんのお見舞いや付き添いの方につきましても敷地内禁煙にご協力いただきますようお願いいたします。
- ⑥ みらい棟4階西病棟・みらい棟5階病棟・PICU（小児集中治療室）では、治療上の理由により生花・鉢植えの持ち込みをお断りしています。

(4) きぼう棟正面玄関の施錠時間

次の時間にきぼう棟正面玄関の鍵を施錠しますので施錠後はみらい棟玄関をご利用ください。

【施錠時間】月曜日～金曜日 18:30～6:30

土曜日・日曜日・祝日・年末年始の休日 終日

12 個人情報の取扱いについて

※病棟では現在、病室の入口に入院患者さんの名前を提示させていただいておりますが、希望されない場合は、スタッフステーション又はナースステーションにお申し出ください。

当院では、患者さんに安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、患者さんの個人情報の取扱いについても、福島県個人情報保護条例など関係法令を遵守し、適正に取り扱っております。

また、取得した患者さんの個人情報を含む記録を、下記の目的に利用させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 当院及び医科大学での利用
 - ・ 患者さんがお受けになる医療サービス
 - ・ 医療保険事務
 - ・ 当該患者さんに関する管理運営業務
(入退院等の病棟管理、会計・経理、医療事故等の報告、医療サービスの向上)
 - ・ 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 医学系教育
 - ・ 症例に基づく研究
 - ・ 外部監査機関への情報提供
- 2 他の事業者等への情報提供
 - ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との医療サービス等に関する連携
 - ・ 他の医療機関等からの医療サービス等に関する照会への回答
 - ・ 患者さんの診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・ 検体検査業務の委託、その他の業務委託
 - ・ ご家族への病状説明
 - ・ 医療保険事務（保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出）
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会に対する回答
 - ・ 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
 - ・ 事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果通知
 - ・ 医師賠償責任保険等にかかる医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は届出等

○上記のうち、他の医療機関等への情報提供について、同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当医までお申し出ください。

○お申し出がないものについては、同意をしていただいたものとして取り扱わせていただきます。

○この申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

13 携帯電話及びスマートフォン等の使用について

当院では、次の場所を除いて携帯電話並びにスマートフォンを使用することはできますが、注意事項を守ってお使いください。

(1) 携帯電話及びスマートフォン等使用禁止の場所

① 電源を切らなければならない場所

外来診察室 高度救命救急センター 各種検査室 各種撮影室 内視鏡診療室 人工透析室
リハビリテーションセンター 集中治療室 手術室 総合周産期母子医療センター
PICU（小児集中治療室）

② 通話禁止場所（メールをすることはできる場所）

病室（個室を除く） 外来診察室の中待合室

(2) 携帯電話及びスマートフォン等使用の注意事項

ほかの方のプライバシーに配慮して、院内での録音・カメラ機能の使用はご遠慮ください。自分以外の人物が写り込んだ写真や動画をSNSや動画サイトにアップしない様お願いします。



① 病院内では、必ず **マナーモード** にしてください。

② 使用禁止場所では、電源を切ってください。

③ 人混みでの使用は避けてください。

④ 病室（個室を除く）での通話はご遠慮ください。

⑤ 消灯時間後の使用は禁止です。

⑥ 使用可能な場所であっても、大きな声での会話で周りに迷惑をあたえることなどがないようにしてください。

⑦ 病院職員から、使用に関して指示があった場合は、その指示に従ってください。

なお、使用禁止場所以外でも歩きスマホなどは危険です。マナーを守ってご使用ください。

※医師、看護師等が病院内において使用している医療用PHSは、医療機器に影響を及ぼしませんので、ご安心ください。

(3) Wi-Fiの利用について

みらい棟及びきぼう棟において無料のWi-Fiがご利用いただけます。

利用時間：午前6時から午後9時まで

対応機器：802.11a、n、ac、ax の無線規格に対応したもの。

※ 無線規格はいずれも 5GHz帯のみに対応し、2.4GHz帯には対応していません。

※ IEEE 802.11ax（Wi-Fi 6）については、きぼう棟の一部エリアのみ対応しております。

接続情報：ネットワーク名（SSID） guest@fmu.ac.jp

パスワード又はセキュリティキー fmuguest

① 病院は、接続設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けません。

② 無料Wi-Fiについて、常に安定した接続環境を保障するものではありません。

③ 機器の障害や工事等により、予告なく無料Wi-Fiの運用を停止することがあります。

④ 病院は、無料Wi-Fiの利用又は運用の停止により、利用者又は第三者が被った損害について、その責を一切負いません。

14 病棟移動や特別室(個室)に関するお願い

当院は、特定機能病院として県内外の急性期の患者さんを受け入れております。患者さんの検査・治療を優先させていただくために、下記についてのご理解とご協力をお願いします。

・病棟の移動について

患者さんの受け入れ状況等により他の病棟への移動をお願いする場合があります。

他の病棟に移っても、主治医が変わることなく最善の診療に努めて参ります。

・特別室(個室)について

個室の空きがない場合や、検査・治療のために特定の病棟での入院が必要な場合等には、特別室(個室)のご希望に添えないことがあります。また特別室(個室)に入院された場合でも、他の患者様の治療内容や病状によって、特別室(個室)が必要となった場合には、入院途中であっても4人部屋への移動をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

15 手術予定の患者さんへ

(1) 当院は脳死臓器移植(肝移植、膵移植、腎移植)の認定施設になっています。この移植手術は、臓器提供が決まった時に緊急で行われます。そのため、予定していた手術が、移植手術のため、当日延期あるいはキャンセルになる場合があります。該当する場合は、後日改めて手術を予定することとなります。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のうえご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 予防接種から手術まで、生ワクチンは4週間、不活性化ワクチンは2週間の期間をあける必要があります。

・生ワクチン：麻疹、風疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘、BCG

・不活性化ワクチン：インフルエンザ、肺炎球菌、ポリオなど

手術を前に接種を予定されている場合は、医師にご相談ください。

16 院内不在者投票について

当院は、不在者投票ができる指定病院に指定されております。

① 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有し、かつ、

② 投票日当日に入院中の患者さん本人であれば、病院長に投票用紙等の請求を依頼(申込み)

することで、当院内で不在者投票を行うことができます。

不在者投票の申込期限や実施日は選挙ごとに異なります。

ご希望の方は、事務局病院管理課(直通024-547-1021)までお申し出ください。

○ ご家族やお付き添いの方はご利用できません。

○ 投票日前に転院・退院される場合はご利用できません。

○ 公示(告示)日の翌日以降に入院を予定されている方は、できるだけ入院前に期日前投票所で投票をお済ませください。

17 心配なこと・困りごとについて

入院中の不安や心配ごとは、ご遠慮なく病棟の主治医や看護師に相談してください。

また、医療費の制度や公費負担制度の利用の仕方などに関することは、担当の相談員もしくは医療連携・相談室（きぼう棟1階）に相談員がおりますので、気軽に相談してください。

なお、医療費の支払い相談については、医事課病院会計係員に相談してください。

- ◎医療連携・相談室の相談時間帯 8:45～17:00（土曜日・日曜日・祝日・年末年始の休日は利用できません。）
- ◎相談内容の秘密は、厳守します。

がんに関する相談について

当院には、どなたでも無料・匿名で利用できるがんの相談窓口として、がん相談支援センター（みらい棟2階）が設置されております。

がんの診断、治療や副作用、治療後の療養生活、お金や仕事のこと、家族や医療者との関係、疑問や心配など、どんなことでも専門の相談員（社会福祉士・看護師）へ相談が可能ですので、お気軽にご利用ください。

- ◎相談内容の秘密は、厳守します。
- ◎面談・電話・メールで相談ができます。
連絡先：024-547-1088 / Email: gsoudan@fmu.ac.jp
相談時間帯 8:30～17:15（土曜日・日曜日・年末年始の休日は利用できません）

医療安全に関する相談について

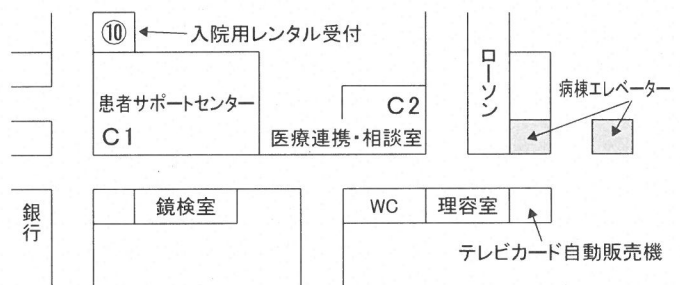
当院では、患者さん・ご家族皆さまからの医療安全のご要望、ご相談にお応えするために医療連携・相談室にて患者相談窓口を設置しております。

安心して医療を受けていただけるように、皆さまからのご意見、ご要望を患者さんの安全対策に生かしてまいります。

もちろん、ご相談にかかわるプライバシーは厳守いたしますし、相談内容により皆さまが不利益を受けるようなことは一切ございませんので、どうぞお気軽にご相談ください。

医療安全責任者 医療安全管理部長
医療安全担当者 医療安全管理部看護師長
相談受付責任者 医療連携・相談室長
相談受付担当者 医療相談員

電話（024）547-1026



18 入院中の駐車について

入院期間中の自家用車については、外来駐車場への駐車はできません。

ただし、やむを得ない理由により自家用車を駐車しなければならない方は、守衛室へ申し出ていただき、「駐車許可証」の交付を受ければ、外来駐車場へ駐車できます。「駐車許可証」は退院の際、守衛室に返却してください。

なお、「おもいやり駐車場」及び「車いす専用駐車場」は利用できませんので、ご了承ください。

（問い合わせ先 守衛室 電話（024）547-1725）

19 投書箱「きいてください 院長さん」の設置について

皆様が当病院をご利用になり、日ごろお気づきになっていることや感想などがありましたら、院内に設置している「きいてください 院長さん」に記入し、投書箱に入れてください。（きぼう棟の投書箱の位置は施設案内図20ページを参照してください。なお、この他各病棟のナースステーション（みらい棟はスタッフステーション）に設置されております。）

より良い病院にするために役立たせていただきます。

※投書に関わるプライバシーは厳守いたします。また、投書の内容により不利益を受けることはございませんので、お気軽に皆様のご意見をお聞かせください。

20 入院患者さんアンケートについて

患者さんが快適な入院生活を送れますよう、病院としてサービス改善に努めております。何かお気づきの点などございましたらアンケートにご記入いただきますようご協力お願いいたします。

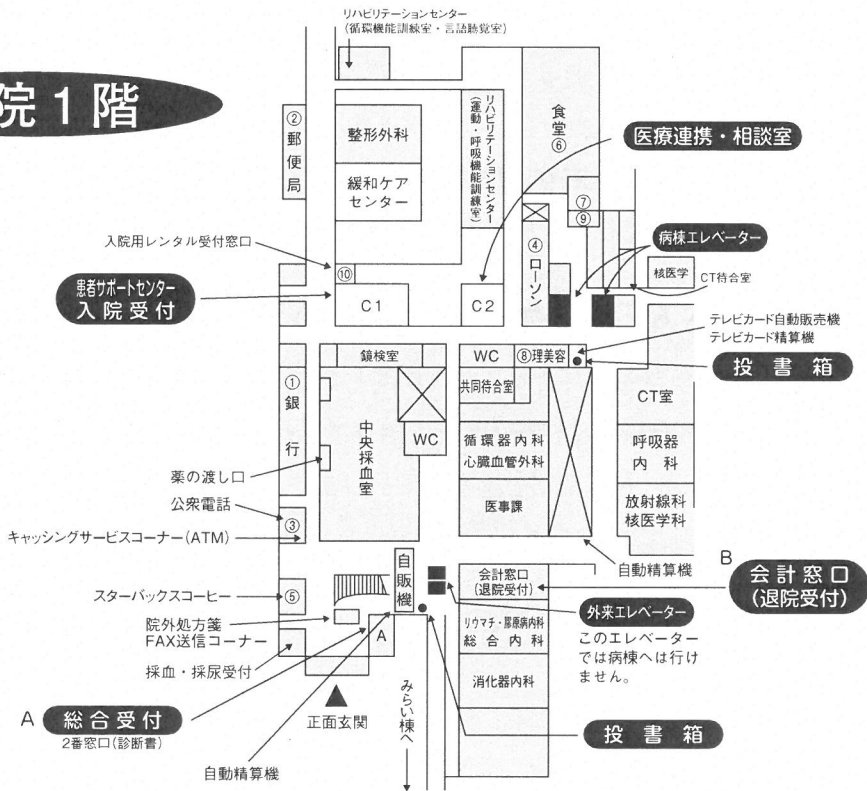
回収BOXにつきましては、各病棟に設置されております。

21 病院内で利用できる施設(施設案内図)について

入退院時に手続きが必要となる患者サポートセンター（下図C1）、会計窓口（退院受付）（下図B）はきぼう棟1階（玄関ホール）にあります。病院内の主な施設については次のとおりです。

きぼう棟

病院 1 階



〈病院内の主な施設〉

No	項目	施設名	取扱内容	営業時間
①		東邦銀行（玄関ホール）	銀行・ATM	平日 9:00~15:00 【窓口休業時間】 11:30~12:30 【利用できない日】 土・日・祝
②		郵便局	郵便・ATM	平日 9:00~17:00 【利用できない日】 土・日・祝 ATM 平日 9:00~19:00 土曜 9:00~12:30
③		キャッシングコーナー(ATM)	東邦銀行 他の2金融機関(JA・労金)	平日 8:00~21:00 土曜 8:00~17:00 日曜・祝日 8:00~17:00 平日 9:00~19:00 土曜 9:00~17:00
④		ローソン（きぼう棟1階）	コンビニエンスストア 食料・日用品雑貨等 院内配達	年中無休 24時間営業
⑤		スターバックスコーヒー（玄関ホール）	コーヒーショップ 飲物・軽食	平日 7:00~20:00 土・日・祝 9:00~19:00
⑥		レストラン 協（かなう）	食堂	平日 8:00~20:00 土・日・祝 11:00~14:00
⑦		ローソンベーカリー（きぼう棟1階）	パン・飲物	平日 8:00~18:00 土・日・祝 9:30~16:30
⑧		理美容室（きぼう棟1階） ウィッグ相談室	理髪・散髪（予約優先制） ウィッグ相談	平日（祝日も含む） 9:00~18:00 【利用できない日】 土・日
⑨		クリーニング（きぼう棟1階）	クリーニング	平日 9:00~18:00 【利用できない日】 土・日・祝
⑩		入院用レンタル受付窓口	病衣・タオル・オムツ等の レンタル受付	月~土 9:00~17:00（土曜日はきぼう棟1階ローソン側） 窓口営業時間外はきぼう棟1階ローソンにて受付

◇公衆電話 玄関ホール
◇コインランドリー 各病棟（有料） 物干場は、きぼう棟地下1階の中央の出入口の外にあります。
◇新聞配達 各病棟ナースステーション前にて注文受付箱が設置されています。注文書を記載のうえ、ご利用ください。

22 病院きぼう棟・みらい棟のご案内

22 病院きぼう棟・みらい棟のご案内

きぼう棟				
西病棟			東病棟	
		10	1051～1080号室	10階東病棟
9階西病棟	901～930号室	9	951～978号室	9階東病棟
8階西病棟	801～830号室	8	851～878号室	8階東病棟
		7	751～781号室	7階東病棟
6階西病棟	601～630号室	6	651～680号室	6階東病棟
5階西病棟	501～530号室	5	552～581号室	5階東病棟
		4	内視鏡診療部	
病院長室 病院管理課 看護部管理室	臨床工学センター 人工透析センター 須賀川支援学校医大校	3	手術部 集中治療部 (ICU)	材料部
腎臓高血圧内科、糖尿病・内分泌代謝内科、漢方内科、呼吸器外科、消化管外科、肝胆膵・移植外科、乳腺外科、眼科、皮膚科、血液内科、泌尿器科・副腎内分泌外科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、麻酔・疼痛緩和科（ペインクリニック外来・緩和ケア外来）、歯科口腔外科、医療安全管理部、感染制御部、脳疾患センター、看護外来、会計窓口 (2F)		2	2階北病棟、 形成外科、性差医療センター、病理診断科、検査部生理検査受付、病理部、輸血・移植免疫部、麻酔・疼痛緩和科（術前診察外来）、栄養指導室	
循環器内科、消化器内科、リウマチ・膠原病内科、総合内科、呼吸器内科、整形外科、心臓血管外科、放射線科、放射線治療科、リハビリテーションセンター、院外処方箋、FAX 送信コーナー、緩和ケアセンター、中央採血室		1	心身医療科病棟、PETセンター棟、 高エネルギー放射線治療（HE棟）、磁気共鳴画像診断（MRI棟）、放射線部、放射線災害医療センター、心身医療科（手術室棟） ローソン、食堂、ベーカリー、スターバックスコーヒー、銀行、キャッシングサービスコーナー（ATM）、郵便局、共同待合室、理美容室・ウィッグ相談室	
医事課 会計窓口 (1F)	患者サポートセンター （医療連携・相談室） 入院用レンタル受付窓口 入院受付			
薬剤部	医療情報部 （病歴室）	医事課（栄養指導・給食管理）	B1	中央監視室 防災センター

みらい棟				
西病棟			東病棟	
PICU	特別室 M500	こども医療センター M501～M513	5	こども医療センター M551～M571
4階西病棟 M401～M423		RI 病棟 M431～M439	4	4階東病棟（レディースフロア） M451～M474
NICU	GCU		3 MRI	MFICU 3階東病棟 M301～319
小児科、小児腫瘍内科、小児外科、産科、婦人科、生殖医療センター			2	甲状腺・内分泌診療センター、腫瘍内科、外来化学療法センター、臨床研究センター、臨床腫瘍センター、がん相談支援センター、小児AYAがん長期支援センター
守衛室	災害医療・高度救命救急センター外来 （休日・夜間出入口）		1	災害医療・高度救命救急センター

メモ

令和8年6月1日より入院時の食事療養費の負担額が変わります。

つきましては『入院のご案内』13ページの部分が変更となりますのでお知らせ致します。

8 食事代（食事療養費）負担の減額について

患者さんには入院時の食事代（食事療養費）の一部負担金を1食につき**550円**負担していただくことになっておりますが、次に該当する方は負担金が減額され次の金額となります。

① 市町村民税の非課税世帯等

入院日数が90日以下の場合…1食**270円** 90日を超えた場合…1食**220円**

② 市町村民税の非課税世帯に属し、所得が一定基準に満たない70歳以上の場合…1食**130円**

③『①・②』のいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等または指定難病患者の場合…1食**330円**

◎『①・②』に該当される方は医療保険の保険者へ入院時食事療養費標準負担額減額認定証（減額認定証）の申請をして交付を受け、『③』に該当する方は管轄する保健所等へ特定医療費（指定難病）受給者証の申請をして交付を受け、入院当日、患者サポートセンターに提示してください。

※減額認定証を保険者に申請する際に、市町村の発行する「市町村民税の非課税証明書」が必要となります。

－ 詳しくはご加入の医療保険の保険者、管轄の保健所等へお問い合わせください －

※ご不明な場合は、医療連携・相談室までご相談下さい。

所得区分		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日より
70歳未満	70歳以上	※1食につき510円	※1食につき 550円
区分ア	現役並みⅢ		
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき240円	1食につき 270円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	1食につき 130円

※小児慢性特定疾病児童等または指定難病患者の場合

・令和8年5月31日まで1食につき300円

・令和8年6月1日より 1食につき**330円**

◎所得区分によって食事療養費の負担額は定められております。

入院患者さんと面会の方へお願い

日頃より感染対策へのご協力ありがとうございます。

令和8年5月25日より、面会方法は以下の通りとさせていただきます。

- ・面会時間は、原則午後1時～午後8時となります。
- ・面会者は必ず「面会者体調チェックリスト」を確認し、すべての項目で該当しない方が総合案内または守衛室で受付を行ってから面会をお願いいたします。
- ・面会者はマスクを着用し、手指の消毒を行ってください。
- ・1名の患者さんにつき病室に入る人数は3名までです。
- ・面会者は患者さんとの飲食は控えてください。

院内で感染症が発生すると手術や治療の延期、患者さんの病状の悪化等、患者さんに大きな不利益が生じます。趣旨をご理解の上、37.5℃以上の発熱者や呼吸器症状・消化器症状がある方の面会はご遠慮願います。

この取り組みは、入院患者さんをお守りするための重要な感染対策ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和8年5月25日

病 院 長
院内感染対策委員長

令和8年8月から 高額療養費制度 が見直されます



高額療養費 制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。



公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

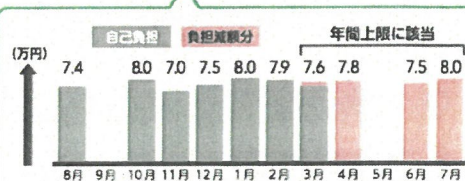
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分Ⅱ・年収約370万円～約770万円)の割合



ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

- 多数回該当
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特例 (70歳以上で現役並み以外の方)
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村 (国民健康保険担当、後期高齢者医療担当)

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター

☎ 0120-617-111

においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～16時 (日曜日・祝日・年末年始は休業)
※運用期間：令和8年7月～令和9年3月



詳しくはこちらから

高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。
下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) (多数回該当)	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

高額療養費制度の見直しに係る Q & A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。(ただし、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます。)
なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。